函館市農業漁業地域リーダー育成研修事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、市の区域内に住所を有する農業団体または漁業団体が次代を担う農業者または漁業者の育成を促進するため実施する研修事業に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は,次代を担う農業者または漁業者の育成に寄与することを目的に農業団体または漁業団体が,その構成員を国内の各種研究機関または関連団体等に派遣研修する事業とする。

(補助対象者)

- 第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う次に掲げる者とする。
  - (1) 市の区域を地区の全部または一部とする農業協同組合または漁業協同組合
  - (2) 前号に掲げる者のほか,市の区域内に住所を有する農業者または 漁業者が組織し,かつ,代表者および組織運営について定めのある 規約を有する団体
- 2 前条の研修の対象とする者(以下「研修対象者」という。)は,次 のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 市の区域内に住所を有するおおむね18歳から45歳までの心身健康な者
  - (2) 研修の成果を将来にわたって地域農業または地域漁業に反映することができると認められる者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は,第2条の補助対象事業に要する経費のうち,次に掲げる経費とす る。

- (1) 研修に要する旅費(食費に係るものは除く。)
- (2) 研修の受講に要する経費
- (3) その他市長が必要と認る経費
- 2 前項第1号に掲げる経費については、研修対象者1人につき、次に 掲げる額のうち低い額とする。
  - (1) 補助対象経費の全額
  - (2) 函館市職員等の旅費に関する条例(平成2年函館市条例第22号) の規定および取扱いによる最も経済的な通常の経路および方法によ り算出した額から同条例第18条に規定する額,第19条第1項に 規定する額のうち食費に係る額および第20条第1項に規定する額 を差し引いた額
- 3 第1項の補助対象経費の合計金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金は,補助対象経費の100分の100以内の額で,研修 対象者1人につき10万円を限度とし,予算の範囲内で交付するもの とする。
- 2 補助対象事業が他の補助金の交付を受けている場合における前項の 補助金の額については、前条の規定による補助対象経費から当該他の 補助金の額を差し引いた額を同項の補助対象経費として算定する。

(補助金の交付の申請)

- 第6条 補助金の交付の申請は,規則第22条の規定により定められた 様式の申請書によりしなければならない。
- 2 前項の申請書には,規則第3条第2項第1号および第2号に定める もののほか,次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 研修対象者の履歴書および第3条第1項各号に掲げる者の推薦書
  - (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付については,規則第9条第1項ただし書の規定による概算払とすることができる。

(実績報告)

- 第8条 補助金の交付を受けた者は、その事業が終了したときは、規則 第22条の規定により定められた様式の報告書を提出しなければなら ない。
- 2 前項の報告書には、規則第13条に定めるもののほか、次に掲げる 書類を添付しなければならない。
  - (1) 研修に係る報告レポート(日程,研修成果,写真等により構成されているものをいう。)
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は,第2条の研修を受けた者に対し,報告会等での発表を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は,別に定める。

附 則

- 1 この要綱は,平成20年4月1日から施行する。
- 2 函館市農業地域リーダー育成研修事業補助金交付要綱(平成16年4月1日制定)および函館市漁業地域リーダー育成研修事業補助金交付要綱(平成17年10月19日制定)は,廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。